

■本件に関する問題点の理事会及びコンプライアンス委員会での認識（2024年2月28日時点）

すでに公開済みの「<ご報告>日本財団助成事業における不適切な会計処理について」の通り、当協会の顧問弁護士である近藤陽介氏（漣法律事務所 弁護士）より文書やヒアリングをもとに状況確認を依頼し、報告書を受領しています。

それをもとに理事会としては以下の問題点を確認し2月28日及び3月15日のコンプライアンス委員会に報告しました。

<2024年2月28日開催コンプライアンス委員会説明資料より抜粋>

| 問題 | 対応策 |
|---|--|
| 人件費（給与・報酬）に関して支払根拠となる契約書がない | ①会計の修正報告 ②ガバナンス違反（貸金台帳の未作成、源泉徴収の未徴収）への追加納税と再発防止 ③定款違反 ④会計の修正報告と再発防止 |
| 会計書類の誤った記載 | |
| 委託先から寄付したことの根拠となる契約書がない | ⑤業務委託契約の不備防止 ⑥寄付などルール解釈と寄付の受領証書の設定と管理、解釈確認 ⑦契約行為の認識 |
| 業務委託費相当額の委託費について誤った記載 | |
| 別途事務業務を委託について支払根拠となる契約書がないため業務委託費、家賃光熱水費、通信運搬費の執行額よりも過大な金額で日本財団への支出を計上と誤った報告 | |
| 事業費総額の補助率が80%と会員負担20%相当額の寄付への振替、及び会員への支払い助成金支給について、自己負担相当分を決算時に寄付として決算修正を実施したこと | ⑧決算のコンプライアンス ⑨事業計画の理事会承認記録 ⑩理事会のガバナンス ⑪現場を持つ理事と、第三者視点を持った理事の存在 |
| 事実認定の理事会のコミュニケーション不足と判断の誤り | |
| 日本財団助成金事業に関する業務監督の不足 | ⑫事業運営上のガバナンス対策と再発防止 |